

改正案	現行
<p>（許可期間）</p> <p>第三条 条例第九条第一項の規定による許可の期間は、次の各号に掲げる広告物又はこの掲出物件について、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 はり紙及びこれに類するもの 一月以内</p> <p>二 はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）一月以内</p> <p>三 広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）一月以内</p> <p>四 立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）一月以内</p> <p>五 広告幕及び気球 一月以内</p> <p>六 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のものであつて、広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートルを超えるもの 三年以内</p> <p>七 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のものであつて、次のいずれにも該当するもの（新規の許可申請に係るものにあつては、ロに該当するもの） 三年以内</p> <p>イ 条例第十三条の二第二項に規定する者が同条第一項の規定により点検したもの</p> <p>ロ 条例第二十条第二項に規定する者が同条第一項の規定によ</p>	<p>（許可期間）</p> <p>第三条 条例第九条第一項の規定による許可の期間は、次の各号に掲げる広告物又はこの掲出物件について、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 はり紙及びこれに類するもの 一月以内</p> <p>二 はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）一月以内</p> <p>三 広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）一月以内</p> <p>四 立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）一月以内</p> <p>五 広告幕及び気球 一月以内</p> <p>六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと知事が認めるもの 三年以内</p> <p>（新設）</p>

り管理するもの

八 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のもの 一年以内

(許可期間の更新申請)

第八条 条例第九条第三項の規定により許可の期間を更新しようとするときは、許可期限満了の日の一月前（許可期間が一月以内の広告物又はこの掲出物件については、許可期間満了の日の五日前）までに屋外広告物許可期間更新申請書（第六号様式）二通を知事に提出しなければならない。この場合において、第三条第六号から第八号までの広告物又はこの掲出物件については、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 広告物等の現況のカラー写真（申請前三月以内に撮影したものに限る。）

二 屋外広告物安全点検報告書（第六号様式の二）

(定期点検)

第九条の二 条例第十三条の二第一項の規定による点検は、条例第九条第三項の規定による許可の期間の更新の申請前三月以内に行い、屋外広告物安全点検報告書（第六号様式の二）を作成するものとする。

2 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第六条第一項、第二項、第四項及び第七項の規定により条例第五条の規定が適用されない広告物又は掲出物件並びに第三条第一号から第五号までに掲げる広告物又は掲出物件とする。

3 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第三条第六号及び第七号に掲げる広告物又は掲出物件であつて、許可の期間が一年を超えるものとする。

4 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、第十一条第三項各号に掲げる者とする。

七 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のもの 一年以内

(許可期間の更新申請)

第八条 条例第九条第三項の規定により許可の期間を更新しようとするときは、許可期限満了の日の一月前（許可期間が一月以内の広告物又はこの掲出物件については、許可期間満了の日の五日前）までに屋外広告物許可期間更新申請書（第六号様式）二通を知事に提出しなければならない。この場合において、第三条第六号の広告物又はこの掲出物件については、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 広告物等の現況のカラー写真（申請前三月以内に撮影したものに限る。）

二 屋外広告物自己点検報告書（第六号様式の二）

(新設)

(管理者の設置)

第十一条 (略)

- 2 条例第二十条第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第三条第六号及び第七号に掲げる広告物又は掲出物件であつて、許可の期間が一年を超えるものとする。
- 3 条例第二十条第二項の規則で定める 者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上に係るもの
- 二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項及び第三項に規定する一級建築士及び二級建築士

別表第一(第四条関係) 屋外広告物許可基準

二 条例第五条の規定による許可基準

- 備考1 商工業地域とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

- 2 一表示面の表示面積とは、同一の工作物において、同一方向に表示する広告物の表示面積の合計のことをいう。

別表第二(第七条関係)

(管理者の設置)

第十一条 (略)

- 2 条例第二十条第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第三条第六号に掲げる広告物又は掲出物件とする。
- 3 条例第二十条第二項の規則で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第十条第二項第三号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- 二 条例第二十四条第一項の講習会の課程を修了した者
- 三 他の都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の行う講習会の課程を修了した者
- 四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上に係るもの
- 五 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項及び第三項に規定する一級建築士及び二級建築士

別表第一(第四条関係) 屋外広告物許可基準

二 条例第五条の規定による許可基準

- 備考 商工業地域とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

(新設)

別表第二(第七条関係)

一 (略)

二 条例第六条第二項第一号の基準

1 共通基準

項目	基準
表示面積の合計	一 住所又は事務所、営業所若しくは作業場当たり二〇平方メートル以内であること。
その他	イ 道路上に突出したものでないこと。 ロ 屋上広告及び塀に設ける広告物については、禁止地域に表示したものでないこと。 ハ 広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートル以下であること(壁面に直接描写されたものを除く。)

2 広告物の種類ごとの基準

設置形態	種類	項目	基準
自立式のもの(野立看板)	広告板、広告塔及びサイン・ポール	表示面積 (削除)	一〇平方メートル以内であること。 (削除)
建築物を突出広告		表示面積	五平方メートル以内であること。

一 (略)

二 条例第六条第二項第一号の基準

1 共通基準

項目	基準
表示面積の合計	一 住所又は事務所、営業所若しくは作業場当たり二〇平方メートル以内であること。
その他	イ 道路上に突出したものでないこと。 ロ 屋上広告及び塀に設ける広告物については、禁止地域に表示したものでないこと。 (新設)

2 広告物の種類ごとの基準

設置形態	種類	項目	基準
自立式のもの(野立看板)	広告板、広告塔及びサイン・ポール	表示面積 高さ	一〇平方メートル以内であること。 四メートル以下であること。
建築物を突出広告		表示面積	五平方メートル以内であること。

利用するもの					
(略)	屋上広告	(略)	(略)	突出幅	建築限界から一メートル以下であること。
(略)	表示面積	(略)	(略)	突出幅	
(略)	(削除)	(略)	(略)	(削除)	あること。
(略)	(削除)	(略)	(略)	(削除)	あること。
(略)	(削除)	(略)	(略)	(削除)	あること。

三 条例第六条第二項第二号の基準  
 1 広告物の表示面積は、三平方メートル以内で、かつ、広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートル以下であること。

第一号様式(第二条関係)  
 第四号様式(第六条関係)  
 第六号様式(第八条関係)

利用するもの					
(略)	屋上広告	(略)	(略)	突出幅	建築限界から一メートル以下であること。
(略)	表示面積	(略)	(略)	突出幅	
(略)	高さ	(略)	(略)	高さ	あること。
(略)	高さ	(略)	(略)	高さ	あること。
(略)	高さ	(略)	(略)	高さ	あること。

三 条例第六条第二項第二号の基準  
 1 広告物の表示面積は、三平方メートル以内とする  
 こと。

第一号様式(第二条関係)  
 第四号様式(第六条関係)  
 第六号様式(第八条関係)

第六号様式之二(第八条関係)

第六号様式之二(第八条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

殿

申請者（又は代理人）

住所

氏名

印

大分県屋外広告物条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

広告物の種類及び寸法等	種類			数量		
	寸法等	縦	m	横	m	地上からの高さ m
		照明	(有・無)			表示面積 m <sup>2</sup>
	材料					
表示（設置）期間		年 月 日から			年 月 日まで	
表示（設置）場所						
建築基準法による工作物確認		要・不要		道路法による占用許可		要・不要
その他の法令による許可等		要・不要		法令名		
管理者の住所及び氏名		住所 氏名 印 (TEL )				
管理者の資格						
工事施行者の住所及び氏名		住所 氏名 印 (TEL )				
工事の着手		年 月 日		完成の予定		年 月 日
屋外広告業の登録	年 月 日 第 号	業務主任者の氏名、資格取得年月日及び番号			年 月 日 第 号	
※手数料		円		※許可年月日 番号		年 月 日 第 号
※許可の条件					※許可印	
備考						

- 注 1 申請者は※欄については、記入しないこと。  
 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。  
 3 管理者の住所及び氏名欄を記載した場合は、屋外広告物管理者等設置・変更届の提出を要しない。  
 4 管理者に資格が必要な場合、管理者の資格欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付すること。  
 5 代理人が申請する場合は、委任状を添付すること。

屋外広告物許可申請書

年 月 日

殿

申請者（又は代理人）

住所

氏名

印

大分県屋外広告物条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

広告物の種類及び寸法等	種類			数量		
	寸法等	縦	m	横	m	地上からの高さ
		照明	(有・無)			表示面積
		材料				m <sup>2</sup>
表示（設置）期間		年 月 日から		年 月 日まで		
表示（設置）場所						
建築基準法による工作物確認		要・不要		道路法による占用許可		要・不要
その他の法令による許可等		要・不要		法令名		
管理者の住所及び氏名		住所 氏名 印 (TEL )				
工事施行者の住所及び氏名		住所 氏名 印 (TEL )				
工事の着手		年 月 日		完成の予定		年 月 日
屋外広告業の登録		年 月 日 第 号		業務主任者の氏名、資格取得年月日及び番号		年 月 日 第 号
※手数料			※許可年月日		年 月 日	
円			番 号		指令 第 号	
※許可の条件					※許可印	
備考						

- 注 1 申請者は※欄については、記入しないこと。  
 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。  
 3 管理者の住所及び氏名欄を記載した場合は、屋外広告物管理者等設置・変更届の提出を要しない。  
 4 代理人が申請する場合は、委任状を添付すること。



(裏)

見

取

図

写

真

特  
記  
事  
項



(裏)

見

取

図

写

真

特  
記  
事  
項

## 屋外広告物更新許可申請書

年 月 日

殿

申請者（又は代理人）

住 所

氏 名

(印)

大分県屋外広告物条例第9条第3項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

広告物の種類及び寸法等	種類		数量	
	寸法等	縦 m 横 m 照明（有・無） 材料		地上からの高さ m 表示面積 m <sup>2</sup>
表示（設置）期間		年 月 日から 年 月 日まで		
表示（設置）場所				
表示（設置）年月日				
建築基準法による工作物確認		済・未済	道路法による占用許可	要・不要
その他の法令による許可等		要・不要	法令名	
管理者の住所及び氏名		住所 氏名 (TEL )		
管理者の資格				
前回の許可内容	許可番号等	年 月 日	指令	第 号
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
※手数料	円	※許可年月日 番 号	指令	年 月 日 第 号
※許可の条件			※許可印	
備考				

- 注 1 申請者は※欄については、記入しないこと。  
 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。  
 3 表示（設置）年月日欄には、当該広告物等の表示（設置）年月日（表示（設置）年月日が不明の場合は、当初の許可年月日）を記入すること。  
 4 管理者に資格が必要な場合、管理者の資格欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付すること。  
 5 代理人が申請する場合は、委任状を添付すること。

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日

殿

申請者（又は代理人）

住 所

氏 名

印

大分県屋外広告物条例第9条第3項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

広告物の種類及び寸法等	種類		数量	
	寸法等	縦 m 横 m	地上からの高さ m	表示面積 m <sup>2</sup>
表示（設置）期間		年 月 日から 年 月 日まで		
表示（設置）場所				
建築基準法による工作物確認	済 ・ 未済	道路法による占用許可	要 ・ 不要	
その他の法令による許可等	要 ・ 不要	法令名		
管理者の住所及び氏名	住所 氏名 (TEL )			
屋外広告業の登録	年 月 日 第 号	業務主任者の氏名、資格取得年月日及び番号	年 月 日 第 号	
前回の許可内容	許可番号等	年 月 日	指令 第 号	
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
※手数料	円	※許可年月日 番 号	指令 第 号	年 月 日
※許可の条件			※許可印	
備考				

- 注 1 申請者は※欄については、記入しないこと。  
 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。  
 3 管理者の住所及び氏名欄を記載した場合は、屋外広告物管理者等設置・変更届の提出を要しない。  
 4 代理人が申請する場合は、委任状を添付すること。

## 屋外広告物安全点検報告書

## 1 広告物の概要

- (1) 表示又は設置の場所  
 (2) 前回許可 年 月 日指令 第 号

## 2 点検結果

区分	点検内容	点検結果				補修の概要	
		良好	経過観察	要改善	即時修理	補修完了年月日	補修の内容
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
支持部	1 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
接合部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
照明装置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 ネオン管・サポート類の破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
分電盤	1 分電盤の腐食、破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 電源配線経路の腐食、破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他	1 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 図面との相違の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 その他点検した事項（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
特記事項							

上記のとおり点検を行いました。

年 月 日

点検者 住 所

氏 名

電話番号

資 格

- 屋外広告物法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者  
職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの  
建築士法第2条第2項及び第3項に規定する一級建築士及び二級建築士

印

上記の点検内容及び改善内容について確認し、了承しました。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。  
 2 点検結果の欄は、該当する項目の□にレを付すること。  
 3 第9条の2第3項の広告物又は掲出物件にあつては、該当する点検者の資格の□にレを付すること。

屋外広告物自己点検報告書

年 月 日

殿

申請者 (又は代理人)

住 所

氏 名



大分県屋外広告物条例施行規則第 条の規定により、屋外広告物自己点検結果を下記のとおり報告します。

記

1 広告物の概要

(1) 表示又は設置の場所

(2) 設 置 年 月 日 年 月 日

(3) 前 回 許 可 年 月 日 指令 第 号

2 点検結果

点 検 項 目	異状の有無	改 善 の 概 要
(1) 取り付け (支持) 部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
(5) 表示面の破損	有 ・ 無	
(6) その他特に点検した箇所	有 ・ 無	

注 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、自署することができる。